

令和7年度 まちの保健室委員会 活動計画

■活動目標	1. 県民の視点に立ち、日常に基づいた「まちの保健室」活動を継続する。 2. 地域課題の多様化に伴い、支部ごとに特徴的な活動を創出し、受診勧奨・健康寿命の延伸に貢献する。 3. 社会状況に応じた、新たな健康相談等の方法を模索し、活動につなげる。
■開催予定	6回
■活動事業	1. 県民の視点に立ち、日常に基づいた「まちの保健室」活動を継続する。 1) 県民の「健康」と「安心」につながる活動を継続するため、地域住民が社会資源としてまちの保健室を活用できるよう働きかける。支援の一貫性を保持するための指導資材を活用する。 2) 「まちの保健室」の活動では、測定機器を使用せず、相談機能を充実させるための取り組みを継続する。相談機能をメインとしたDVDを活用し、新規ボランティアの支援と獲得につなげる。 3) 拠点リーダーと、ボランティアの育成支援を行うため、研修会の開催および支部間の情報交換を活性化する。 4) プラチナナースや潜在看護職、訪問看護ステーションなど新規ボランティアの開拓を継続する。 2. 地域課題の多様化に伴い、支部ごとに特徴的な活動を創出し、受診勧奨・健康寿命に貢献する。 1) 「まちの保健室」の健康相談として子育て支援、介護相談、認知症相談など、幅広い相談に対応することで、地域住民の多様なニーズに応える。 2) 地域の医療機関や福祉施設等と連携し、必要な情報やサービスを迅速に提供できる体制を整える。 3) 住民自ら健康と予防につながる自発的行動が行えるための支援を強化する。 4) 健康長寿の最大の阻害要因となる生活習慣病対策として、栄養・食育、乳がん自己検診推進等女性の健康に関すること、たばこ対策受動喫煙防止に関する指導を強化する。 5) 子育て世代の不安に関することや育児について気軽に相談ができる場の提供と、妊娠、出産、子育てが安心してできるよう支援する。 6) いつおこるかわからない災害に備えた減災教育、減災対応を支援する。 3. 感染症対応として社会状況の変化に応じた活動を行う。 1) 基本的な感染防止対策は継続し、ボランティアと利用者が安心して参加できる環境を整える。 2) 「まちの保健室」活動に必要な最新情報を共有し、健康相談の充実を図る。